

介護老人保健施設

サンリバーはつらつ

運 営 規 定

(通所リハビリテーション)

海 津 市

海津市介護老人保健施設（通所リハビリテーション）運営規定

第1章 施設の目的及び運営方針

（目的）

第1条 この規定は、海津市介護老人保健施設 サンリバーはつらつ（以下「施設」という。）における通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）の運営についての重要事項を規定し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の目的に沿い、要介護認定者等の自立を支援し、その者の居宅における生活の営みを支援することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図っていくことを方針として運営する。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の定数）

第3条 施設に次の職員をおく。

（1） 施設長	1 名	
（2） 医師	1 名	（兼務）
（3） 看護師	1 名	
（4） 介護士	6 名	（内非常勤2名）
（5） 理学療法士	1 名	
（6） 管理栄養士	1 名	（兼務）
（7） 支援相談員	1 名	
（8） 事務職	若干名	（兼務）

（職務）

第4条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 施設管理者は、施設の業務を統括する。
- （2） 医師は、施設管理者の命を受け、利用者の健康管理及び医療の処置に適切な措置を講ずる。
- （3） 看護師は、施設管理者の命を受け、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- （4） 介護士は、施設管理者の命を受け、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- （5） 理学・作業療法士は、施設管理者の命を受け、利用者に対する理学・作業療法業務を行う。
- （6） 栄養士は、施設管理者の命を受け、利用者の食生活全般にわたる栄養管理業務を行う。
- （7） 支援相談員は、施設管理者の命を受け、利用者又はその家族等に相談指導業務を行う。
- （8） 事務職は、施設管理者の命を受け、事務の処理を行う。

第3章 指定通所リハビリテーションの実施日及び実施時間

（通所リハビリテーション実施日）

第5条 事業所の通所リハビリテーション実施日は次のとおりとする。

- （1） 実 施 日 月曜日から金曜日まで。
- （2） 実施しない日 土曜日・日曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日まで。

（通所リハビリテーション実施時間）

第6条 事業所の通所リハビリテーション実施時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、申込者又はその家族より申し出があった場合はこの限りではない。

第4章 指定通所リハビリテーションの利用定員

(利用定員)

第7条 事業所の定員は24名とする。

第5章 指定通所リハビリテーションの内容及び使用料その他の費用の額
(内容及び手続きの説明と契約)

第8条 事業所は、サービスを開始するにあたり、あらかじめ利用申込者あるいはその家族に対し、当該運営規定の概要、業務従業者の勤務体制その他利用申込者がサービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付し、説明を行い同意を得るものとする。

(受給資格の確認)

第9条 事業所は、サービス提供の要求があったときは、その者が提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間及び認定審査会の意見を確かめるものとする。また、当該被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定申請に係る援助)

第10条 事業所は、サービス提供の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、居宅介護支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該利用者の要介護認定等の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

3 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(基本取扱方針)

第12条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 事業所は、提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的取扱方針)

第13条 サービスの提供にあたっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。

2 当該サービスの提供にあたっては、親切、丁寧を第一とし、利用者及びその家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要事項について指導、説明を行わなければならない。

3 当該サービスの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第14条 医師及び理学・作業療法士その他サービスの提供にあたる従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者のリハビリテーション目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

ただし、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(健康手帳への記載)

第15条 事業所は、提供した施設サービスに関し、利用者の健康手帳（老人保健法（昭和57年法律第80号）第13条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項について記載しなければならない。

ただし、健康手帳を有しないものについてはこの限りでない。

(使用料等の受領)

第 16 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から使用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該施設に支払われる居宅サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、利用者から支払いを受ける使用料の額及び当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と、健康保険法に規定する通所リハビリテーションに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業所は、前二項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 日常生活において必要となる費用 日用品費 (150円/日)

(2) レクリエーション等に要する費用 教養娯楽費 (190円/日)

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(4) 食費 昼食代 500円

(5) おむつ代金 (実費)

(6) 送迎に要する費用(市を越えた区域のみ) 76円/km

第 17 条 施設使用料の設定・変更等については、利用者の同意のうえ定めるものとする。

第 6 章 通常の事業の実施地域

(サービス提供地域)

第 18 条 通常の事業の実施地域は、海津市内とする。

第 7 章 サービス利用にあたっての留意事項

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 19 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る使用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 20 条 事業所は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

2 正当な理由なく指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わない事により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

3 虚偽、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第 21 条 事業所は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師の診断により適切な措置をする。

また、利用者の病状から見て、当該事業所において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への受診、入院等の措置を講じなければならない。

第 8 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 22 条 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 施設管理者は、前項の実施について防火管理者を選任し、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。

第 9 章 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第 23 条 事業所は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第 24 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 事業所は、害虫駆除消毒を行う。

3 事業所は、給食調理業務に従事する者について、毎月 1 回以上（5 月から 10 月は毎月 2 回以上）の検便検査を実施する。

（要望又は苦情等の申出）

第 25 条 利用者は及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当窓口を設置している。また、玄関等に「声の箱」を設置している。

（協力病院等）

第 26 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、海津市医師会病院を協力病院と定める。

2 事業所は、野村歯科医院を協力歯科医院と定める。

（地域との連携）

第 27 条 事業所の運営にあたっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

（その他）

第 28 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。